

産業医を担当されている方へ ～産業医のリスクマネジメント～

サナシオではドクターのプロフェッショナルとしての独立性を最大限に尊重しています。ドクターには任意権(裁量権)があり、このマニュアルは権利を制限するものではありません。従ってサナシオからの産業医の仕事であっても、独立した判断と責任において業務を遂行して頂くことになります。しかし、パラダイムの転換に伴って、医療訴訟などの多くのトラブルが発生しています。このようなトラブルからドクターを保護するためサナシオにおける産業医活動の基準を提示します。

■ 1 医療相談や医務室での診察について

企業内診療所がある場合でも、検査や投薬などは制限があります。また、医療相談の場合には問診だけで方針を示す必要があります。このように産業医活動では医療行為についての制限があるので、長期間に渡り様子観察を続けたり、訴えを軽視して治療を続ける事は、後でトラブルを招く可能性があります。上記のトラブルを避けるためには、積極的に他の医療機関を紹介して、責任分散をしておく必要があります。

勤務医や開業医の先生で、ご自身の外来診察に紹介する事は良くある事ですが、専門が違う場合や精査が必要な場合には、他院の紹介を積極的におこなう必要があります。

診療所がなく、健康相談を主とする場合にも、カルテ又は産業医ノートを作成し、相談内容や出来ればその結果を記録しておく方が良いと考えられます。

■ 2 健康診断・事後処理について

一般健康診断・特殊健康診断など必要な健康診断の種類について把握しておく必要があります。健診結果を基に事後処理をする訳ですが、重大な異常が考えられる場合にはご本人と面談の上、精査加療を勧める事が重要です。また健診会社からレントゲンフィルムや心電図などを取り寄せて検討してみることも大切です。

健康診断の結果で有所見者となった方については面接や手紙・メールなどで医療機関の受診を促すようにしましょう。

面接や手紙など実施した事については必ず記録を残すようにします。

事業所によっては事後処理まで熱心ではないところもあります。また、面談する人数が多すぎるなど給与に対して業務量が多い場合には、予めサナシオと相談の上、担当者と面談して業務の範囲を決め、その事を記録しておくようにして下さい。

■ 3 産業医意見書について

就業規則にもよりますが、「休職」や「復職」の場合には主治医の診断書が必要になります。この場合、業務内容によっては就業制限の必要がでてくる場合もありますので、産業医意見書を作成し、診断書とともに保存します。

病状などが不明な場合は担当主治医へ病状と業務に関する照会を行います。この場合も本人を含めた話し合いの中での合意を基本とし、書面で記録を残します。

■ 4 過重労働について

国の指針に従い、過重労働者の面接や事業所へのアドバイスを実施し、結果を書面で残します。また、就業制限が必要になった場合は、本人を含めた話し合いの中での合意を基本とし、書面で記録を残して下さい。

■ 5 ワクチン接種について

企業内診療所を併設している事業所では、海外派遣者のワクチン接種を随時おこなっている所があります。このような場合のワクチン事故では、責任問題などを含め、どのような対策をとるのか、接種希望者にはどのような説明がなされているのかなどを、必ず確認しておいて下さい。

あまり予防接種をしない事業所では、外部医療機関や検疫センターなどでの予防接種を勧めた方がベターです。

ワクチン接種は強制ではなく、あくまでもご本人の希望があっておこなう事が原則です。このためワクチン接種の場合には、副作用などを説明の上、必ずご本人の同意書を取り、保管するようにして下さい。（同意書は一般的にワクチンメーカーが出しています。）

■ 6 産業医から事業所への勧告について

産業医は労働者の健康管理について事業主に対して勧告権があります。法の遵守が求められていますので、何度話しても改善されない場合、産業医の役割として勧告をしておく事は、産業医の立場を守るためにも必要です。しかし、勧告を多発すると逆効果になることがありますので勧告する際には十分な配慮が必要です。勧告に至らないまでも、必要な注意事項として話した事は、何時どのような形で誰に話をされたかメモしておいて下さい。

社長への直談判や、役員会で予告なく勧告する事は、会社の運営上にも問題があります。上申書は、原則として統括衛生管理者の方に提出するようにして下さい。

サナシオでは運営上、産業医の先生に出務報告書の提出をお願いしています。もしも、企業に対して勧告をおこなう場合には、予めサナシオにご相談の上、上申書を作成し、担当者に文書にて渡すようにして下さい。

■ 7 メンタル障害社員の扱いについて

時代の大きな変革期に当たって、メンタル障害の方が増加しています。このような場合にはメンタル障害の程度にもよりますが、慎重な対応が必要です。

基本方針としては、「病気について最大限の配慮をしましょう。また仕事についてはキッチリ評価をしましょう」という事になります。

休業や復職などを決める場合は、担当者と本人、産業医の3者が揃って相談し合意を取り付けて、それを文章に残してゆくというプロセスが大切です。また、必要に応じて家族の方への説明が必要になる事もあります。

■ 8 個人情報保護について

個人情報保護の観点から、個人情報をどう取り扱うかが問題になる事があります。サナシオでは顧問企業の個人情報を会社の立場で収集したり提供を受ける事はありません。また産業医の先生方にも個人情報の持ち出しをしないようお願いしています。(例えば健診結果を家に持ち帰ってチェックすることや、個人情報を電子ファイルとしてパソコンに収集し保存するなどをさします。)

顧問企業の方には、個人情報保護のために個人情報の取り扱い担当者を決めていただいて個人情報は鍵のかかるロッカーに保存し、担当者の方しかアプローチできないようなシステムの構築をお願いしています。

上記のような対策を実行した上で、医師の仕事は個人情報を扱う職種であり、紹介状の作成や症例に関する相談など、情報を外部に伝える事が仕事の一部である部分もあります。また難しい症例やメンタル症例では産業医がメモを取って保存する必要がある場合もあります。このような場合には個々の産業医の先生の判断で情報の取り扱いをお願いしています。

■ 9 トラブル回避の方法

● 法の遵守

医療全般と同じく、法の遵守を基本とします。

● 文書保存

文書で残す事が重要です。ご自分で保存するだけでなく、会社でも保存するようにして下さい。

● 同意書作成、保存

ワクチンや個人情報のやり取りを行う場合は、必要に応じて本人から直筆の同意書を取り、保存して下さい。

■ 10 法務相談

法務的な知識が必要とされる事が多くなってきました。サナシオには顧問弁護士もいますし、コンサルタントの資格を持ったドクターもおられます。業務に関して必要があればサナシオに相談して下さい。

■ 1.1 業務報告

サナシオは健康管理の総合的なアウトソーシングを目指しています。産業医の先生方は、日常にも多くの業務を抱えておられると思いますが、定期的な業務報告をお願いします。

※労働衛生に必要な書式のひな形はサナシオサイトのトップページに掲載しています。ご参照ください